

令和元年度

「国立市安心安全カメラの整備に対する補助金」
申請の手引き

国立市行政管理部防災安全課

目次

1	令和元年度国立市安心安全カメラの整備に対する補助金	1
2	補助金交付までの流れ	3
3	事前に準備すること	4
4	申請時期	4
5	提出書類	5
6	提出書類記載例	
	国立市安心安全カメラの整備に対する補助金要綱様式	
	第1号様式 補助金交付申請書	7
	第1号様式 別紙	8
	第9号様式 実績報告書	9
	第9号様式 別紙	10
	第11号様式 補助金交付申請書	11
	第12号様式 事業完了後活動報告書	12
	国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則様式	
	第1号様式 設置運用基準届出書	13
7	補助金の交付決定の取り消し・返還	14
8	国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の遵守	14
9	安心安全カメラの整備に対する補助金に関する法規	
	国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例	15
	国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則	19
	国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱	21

1 令和元年度国立市安心安全カメラの整備に対する補助金

1 . 目的

安心安全カメラの整備に対する補助金は、商店街等が安心安全カメラを整備することに対し、その費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、安心安全のまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

2 . 対象団体

商店街等・・・商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体。

3 . 対象事業

商店街等が防犯対策の一環として安心安全カメラを整備する事業であって、次の各号の条件を全て満たすものです。

- (1) 事業が完了した後に、防犯に関する地域活動を継続することが見込まれること。
- (2) 安心安全カメラを整備する商店街等において、当該安心安全カメラの設置についての合意が形成されていること、又は運用開始までに当該合意が形成される見込みがあること。
- (3) 設置に係る安心安全カメラの設置目的及び運用方法等についての基準が定められていること、又は当該安心安全カメラの運用開始までにこれらが定められる見込みがあること。
- (4) 占用許可等が必要な箇所に安心安全カメラを設置する場合は、当該占用許可等を受けていること、又は当該安心安全カメラを設置する前までに占用許可等を受けられる見込みがあること。
- (5) 補助金の交付を受けた年度内に、完了できる事業であること。

4 . 対象経費

安心安全カメラ（モニター、録画装置等を含む）の購入、賃借（設置初年度に限る）取付等に係る経費のうち、用途、単価、規模等の確認ができるものであって、市長が必要かつ適当と認めるもの。ただし、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としません。

- (1) 修繕、保守及び清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の供給その他設置に係る安心安全カメラの機能を維持するために要する経費
- (4) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費

5 . 補助率・限度額

補助率	限度額
6分の5以内(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)	1団体当たり500万円の範囲内で、安心安全カメラ1台当たり60万円を限度とする。

(例1) 総事業費が300万円の事業の場合、250万円が補助金、50万円が自己負担になります。

(例2) 総事業費が600万円の事業の場合、500万円が補助金、100万円が自己負担になります。(1団体あたりの限度額が500万円。)

2 補助金交付までの流れ

交付申請に向けた準備

申請者は、団体内での合意形成を経て、安心安全カメラ設置運用基準（案）の検討、設置する場所の選定、業者に見積もり等の依頼などを行い、申請の準備をします。

交付申請

申請者は、必要な書類を添えて、市役所防災安全課に補助金交付申請書を提出します。

申請期間：令和元年5月7日（火）～6月28日（金）

内容審査・現地調査等

市は、申請者の申請内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行います。（7月～9月上旬頃）

（市から都への補助金申請期間：平成30年度は9月14日から9月28日）

交付決定通知

東京都の交付決定通知を受けて市は、申請者に決定を通知します。（10月下旬頃）

設置工事

申請者は、交付決定を受けたのち、業者と契約を締結し、設置工事を開始します。

1月中に工事完了が目安

実績報告

申請者は、工事が完了したのち、必要書類を添えて、市役所防災安全課に実績報告書を提出します。

（令和2年1月31日（金）まで）

交付額確定通知

市は、実績報告の内容を審査・調査し、交付額を確定し、申請者に通知します。（2月中）

補助金請求・交付

申請者は、交付額確定通知を受けたのちに補助金の請求を行い、市から補助金の交付を受けます。

（令和2年3月6日（金）まで）

3 事前に準備すること

合意形成・予算確保

団体内の合意形成をし、設置台数を決め、予算を確保しましょう。

設置場所の選定

安心安全カメラの設置場所を選定しましょう。

見積もり依頼

設置業者に費用の見積もりを依頼しましょう。尚、費用が100万円を超える場合は、2者以上の見積もりが必要となります。

設置運用基準（案）の検討

安心安全カメラの設置及び運用に関する基準（設置運用基準）を検討しましょう。

必要書類の準備

申請書を作成し、必要書類を揃えましょう。

4 申請時期

補助金の申請時期は下記のとおりです。なお、事前相談の時点で複数の希望団体があった場合は、申請前に調整させていただくことがあります。

申請書類をとりまとめた上で、防災安全課へ申請してください。受付時間は9時から17時までです。（12時から13時までを除く。）

申請期間 （団体 防災安全課）	交付決定 （防災安全課 団体）
令和元年5月7日（火）～6月28日（金） （ただし、土、日、祝日を除く。）	10月下旬（予定）

5 提出書類

交付申請時期（令和元年5月7日（火）～6月28日（金））

事業計画を練って、申請期間内に防災安全課へ交付申請を行います。

必要書類

国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付申請書（第1号様式）
第1号様式別紙
団体の定款、規約等
役員名簿及び直近の総会等資料
事業経費の内訳書（見積書等）
設置場所の地図
安心安全カメラ設置運用基準届出書（案）
（国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則 第1号様式）

実績報告時（工事完了後から令和2年1月31日（金）まで）

事業完了後、実績報告書を防災安全課に提出します。

必要書類

国立市安心安全カメラ整備事業実績報告書（第9号様式）
第9号様式別紙
契約書・領収書・請求書の写し（補助対象経費が分かる内訳書を添付）
決済口座通帳・振込関係書類（振込依頼書等）の写し
設置完了後の写真
設置場所の地図
道路使用許可・占用許可書等の写し
安心安全カメラ等を記入した備品台帳の写し
安心安全カメラ設置運用基準届出書・運用基準

交付請求時（交付額確定通知を受けてから令和2年3月6日（金）まで）

市から補助金交付額確定通知書を受け取ったのち、請求書を防災安全課に提出します。

必要書類

- ・ 国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付請求書（第11号様式）

事業完了後（令和3年3月31日（水）まで）

安心安全カメラ整備事業完了後、1年を経過した時期に活動状況について、防災安全課に報告します。

必要書類

- ・ 国立市安心安全カメラ整備事業完了後活動報告書（第12号様式）

6 提出書類記載例

国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱様式

第1号様式（第5条関係）

令和元年 6月 1日

国立市長 殿

（申請者） 団体名 **国立商店会**
代表者住所 **国立市富士見台2-47-1**
代表者氏名 **国立 太郎**
電 話 **042-576-2111**

代表者印の押印

国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付申請書

安心安全カメラの整備に係る事業を次のとおり行いたいので、国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額

金 2,500,000 円

2 補助金交付申請額の内訳

（単位：円）

団体名	総事業費	補助対象経費	交付申請額
国立商店会	3,000,000	3,000,000	2,500,000

交付申請額は、補助対象経費に6分の5を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、交付申請額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

団体名：**国立商店会**

団体代表者氏名：(職名) **商店会長** (氏名) **国立 太郎**

(1) 実施内容	安心安全カメラの整備																				
(2) 事業の目的・必要性	国立商店街地域における犯罪の抑止及び事故の防止のために必要性がある。																				
(3) 事業概要(設置する安心安全カメラの場所、台数、既存の安心安全カメラの概要等) 設置場所の地図を別に添付すること。	設置場所住所：国立市富士見台2-47-1 台数：5台 既存の安心安全カメラ：なし																				
(4) 事業の実施スケジュール	令和元年11月：契約 12月：設置工事																				
(5) 事業に要する経費負担区分	事業実施は10月下旬の交付決定後																				
(5) 事業に要する経費負担区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">総事業費 (A)</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">補助対象外 経費 (B)</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">補助対象 経費 (C=A-B)</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">補助対象経費に係る負担区分</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">補助金額 (D)</th> <th style="width: 35%;">自己負担額 (E=C-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3,000,000</td> <td>0</td> <td>3,000,000</td> <td>2,500,000</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>				総事業費 (A)	補助対象外 経費 (B)	補助対象 経費 (C=A-B)	補助対象経費に係る負担区分		補助金額 (D)	自己負担額 (E=C-D)	円	円	円	円	円	3,000,000	0	3,000,000	2,500,000	500,000
総事業費 (A)	補助対象外 経費 (B)	補助対象 経費 (C=A-B)	補助対象経費に係る負担区分																		
			補助金額 (D)	自己負担額 (E=C-D)																	
円	円	円	円	円																	
3,000,000	0	3,000,000	2,500,000	500,000																	
<p>必要に応じて項目を追加すること。</p> <p>別途事業経費の内訳書(見積書等)を添付すること。</p> <p>本申請時又は実績報告時に安心安全カメラの設置及び運用に関する基準を添付すること。</p> <p>補助金額(D)は、補助対象経費(C)に6分の5を乗じた額以内の金額を記入すること。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>																					
(6) 安心安全カメラの運用にかかる費用(ランニングコスト)の負担の計画	電気料・保守等の費用として、 円/年の予定																				
(7) 防犯に関する地域活動の実施予定(内容や実施時期、頻度等)	商店街内の防犯パトロールを月に2回実施する																				

令和2年 1月15日

国立市長 殿

(申請者) 団体名 **国立商店会**
代表者住所 **国立市富士見台2-47-1**
代表者氏名 **国立 太郎**
電 話 **042-576-2111**

第2号様式交付決定通知書の日付及び文書番号を記入

代表者印の押印

国立市安心安全カメラ整備事業実績報告書

令和 年 月 日付け国行防収第 号により交付決定のあった事業が完了しましたので、国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり実績報告をします。

記

1 事業実績

(1) 交付決定額

金 **2,500,000** 円

(2) 補助金所要額

金 **2,500,000** 円

2 事業実績内訳

(単位:円)

団体名	総事業費	補助対象経費	交付決定額	補助金所要額
国立商店会	3,000,000	3,000,000	2,500,000	2,500,000

補助金所要額は、補助対象経費(基準額)に、6分の5を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、補助金所要額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第9号様式 別紙

団体名：**国立商店会**

団体代表者氏名：(職名) **商店会長** (氏名) **国立 太郎**

(1) 実施内容	安心安全カメラの整備			
(2) 事業の実施期間	令和元年11月1日から令和元年12月15日まで			
(3) 事業の具体的な内容(整備した安心安全カメラの概要等) 設置場所の地図を別に添付すること。 安心安全カメラ5台 カメラ内臓ハードディスクに記録 商店会事務所にてモニタリング 映像データの保管期間7日間(自動削除設定による)				
(4) 事業実施後又は今後見込まれる効果等 安心安全カメラを整備したことにより、犯罪抑止効果が見込まれる。また、「安心安全カメラ 作動中」の看板を設置したことにより、犯罪者を寄せ付けない効果も期待できる。さらに意識的 に防犯パトロールを実施し、商店街全体で防犯に対する意識の高まりが期待できる。				
(5) 事業に要した経費負担区分				
			補助対象経費に係る負担区分	
総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C=A-B)	補助金 (D)	自己負担額 (E=C-D)
円	円	円	円	円
3,000,000	0	3,000,000	2,500,000	500,000
必要に応じて項目を追加すること。 別途事業経費の内訳書(見積書等)を添付すること。 安心安全カメラの設置及び運用に関する基準を添付すること。 補助金額(D)は、補助対象経費(基準額)(C)6分の5を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。				
(6) 活動の実施状況(内容や実施時期、頻度等)	防犯パトロールを月に2回実施中			

事業の開始日は設置業者との契約日を、
終了日は業者へ代金の支払日を記入

令和2年 3月 1日

国立市長 殿

（申請者） 団体名 **国立商店会**
代表者住所 **国立市富士見台2-47-1**
代表者氏名 **国立 太郎**
電 話 **042-576-2111**

第10号様式交付金額確定通知書の
日付及び文書番号を記入

代表者印の押印

国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け国行防収第 号により確定通知のあった国立市安心安全カメラの整備事業補助金について、国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を請求します。

記

1 請求額

金 2,500,000 円

2 振込先

金融機関名	銀行	支店名	支店
預金種類	(普通) 預金	口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) クニタチショウテンカイ カイチョウ クニタチ タロウ 国立商店会 会長 国立 太郎		

令和3年 3月 1日

国立市長 殿

(申請者) 団体名 **国立商店会**
代表者住所 **国立市富士見台2-47-1**
代表者氏名 **国立 太郎**
電 話 **042-576-2111**

第2号様式交付決定通知書の日付及び文書番号を記入

代表者印の押印

国立市安心安全カメラ整備事業完了後活動報告書

令和 年 月 日付け国行防収第 号により交付決定のあった事業について、国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおりその活動状況を報告します。

記

(1) 団体名	国立商店会
(2) 防犯担当者又は代表者氏名	職名 会長 氏名 国立 太郎
(3) 活動報告日	令和3年 3月 1日
(4) 実施内容	防犯パトロール、防犯情報の交換
(5) 活動の具体的内容・頻度	月2回の防犯パトロール、月1回の情報連絡会の開催
(6) 活動の効果	防犯カメラを整備したことにより、昨年に比べ万引き等の犯罪件数が減少した。 商店街全体で防犯に対する意識の高まりを感じる。

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

第1号様式（第4条関係）

令和元年 6月 1日

安心安全カメラ設置運用基準届出書

国立市長 殿

設置者

所在地 国立市富士見台2-47-1

名称 国立商店会

代表者名 国立 太郎

電話 042-576-2111

代表者印の押印

安心安全カメラの設置運用基準を定めたので、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

(案)の段階では、予定で構いません。

記

設置目的	国立商店街地域における犯罪の抑止及び事故の防止のため
設置年月日	令和元年11月20日
撮影対象区域	国立商店街地域内
設置の表示	表示場所 商店街東端及び西端 表示内容 「安心安全カメラ作動中」
機器の構成	カメラ 5台 映像表示装置 1台 映像記録装置 1台
管理責任者	氏名 国立商店会会長 国立 太郎 連絡先 042-576-2111
映像データの管理	保管場所 商店会事務所 保管方法 ハードディスクレコーダー 保管期間 7日間 廃棄方法 自動削除設定による
苦情処理の手続	設置者及び管理責任者は迅速かつ適切な策を講じる
その他	

撮影対象区域、カメラの設置場所及びカメラを設置している旨を表示する場所を記載した図面を添付すること。

7 補助金の交付決定の取り消し・返還

次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付決定に係る事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成 27 年 10 月国立市規則第 56 号）又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金により設置した安心安全カメラが、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 交付決定に係る事業を年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難になったと判明したとき。

8 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の遵守

安心安全カメラの適切な管理・運用が行われるよう、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例を遵守してください。

- ・ **安心安全カメラ設置運用用基準届出書**（「国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則」第 1 号様式）を、**安心安全カメラを設置しようとする日の 14 日前までに提出してください。**

交付申請時に提出していただく安心安全カメラ設置運用用基準届出書（案）の（案）を取ったものを提出してください。

- ・ 安心安全カメラの設置者は管理責任者を定め、撮影範囲内の見やすい場所に、**安心安全カメラを設置している旨並びに管理責任者の名称及び連絡先を表示してください。**
- ・ 管理責任者は安心安全カメラの適正な運用を行うとともに、安心安全カメラの作動状況等を点検してください。
- ・ 設置者等は、映像データ及び記録媒体の適正な管理をしてください。
映像データの保管期間は**7 日以内を限度**とします。
- ・ 原則、映像データを目的外利用及び外部提供をしてはならず、外部提供等をする場合は提供先に適正管理を遵守させてください。
- ・ 管理責任者は、本人から映像データの開示を求められた場合、開示するよう配慮してください。

9 安心安全カメラの整備に対する補助金に関する法規

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所を撮影するための安心安全カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、安心安全カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、安心安全のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安心安全カメラ 犯罪の抑止及び事故の防止を目的として固定して設置する常設の映像撮影装置で、映像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園等不特定多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所及び市の管理する施設をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 映像データ 安心安全カメラにより撮影され、記録媒体に記録された映像をいう。

(基本原則)

第 3 条 安心安全カメラを設置するもの並びに安心安全カメラの管理及び運用をする者は、安心安全カメラの設置及び運用に関し適切な措置を講ずるとともに、国立市個人情報保護条例（平成 14 年 12 月国立市条例第 36 号）を遵守し、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(設置運用基準の届出等)

第 4 条 公共の場所を撮影するための安心安全カメラを設置するもののうち次に掲げるもの（以下「安心安全カメラ設置者」という。）は、規則で定めるところにより、安心安全カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、あらかじめ市長に届け出なければならない。届けた設置運用基準を変更し、又は安心安全カメラを廃止するときも、同様とする。

- (1) 市長及び教育委員会
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の公の施設を管理する指定管理者
- (3) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体及び町会、自治会等並びにこれらに

準ずる団体

- (4) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体
- (5) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(安心安全カメラ設置者の責務)

第5条 安心安全カメラ設置者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 設置する安心安全カメラについて、設置目的に照らして適切な場所に設置するとともに、公共の場所の撮影範囲を必要最小限となるよう調整すること。
- (2) 管理責任者(安心安全カメラ設置者が設置する安心安全カメラの管理及び運用をする者をいう。以下同じ。)を置くこと。
- (3) 安心安全カメラの撮影範囲内の見やすい場所に、安心安全カメラを設置している旨並びに管理責任者の名称及び連絡先を表示すること。
- (4) 安心安全カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例の規定を受託者に遵守させること。
(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、安心安全カメラの適正な管理及び運用を図ること。
- (2) 映像データの編集、加工又は複製を行わないこと。
- (3) 映像データの滅失、損傷及び漏えいの防止に係る措置を講ずること。
(映像データ及び記録媒体の管理等)

第7条 安心安全カメラ設置者及び管理責任者(以下「管理責任者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 映像データから知り得た情報を他に漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (2) 映像データの保管期間は、規則で定める期間とすること。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 保管期間を経過した映像データは、当該映像データを復元できないよう速やかに消去すること。
- (4) 映像データの記録媒体を保管するときは、施錠できる保管庫等に保管する等、盗難、紛失及び漏えいの防止のための措置を講ずること。
- (5) 映像データの記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解等の方法を用いて映像データが復元できないように適切に処分すること。
- (6) 映像データを他のデータベースと照合し、特定の個人を識別できる機能を有する機器を使用する

等の方法により、映像データの二次利用をしないこと。

(映像データの利用及び外部提供の制限)

第 8 条 管理責任者等は、犯罪の抑止及び事故の防止のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合を除くほか、映像データを利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 映像から識別される特定の個人の同意があるとき

(2) 法令に定めがあるとき

2 管理責任者等は、前項ただし書の規定により映像データを利用し、又は外部に提供する場合は、その内容、目的、提供先等の記録を作成し、保管しなければならない。この場合において、利用し、又は外部に提供するに当たりやむを得ないときは、第 6 条第 2 号の規定にかかわらず、映像データを複製できるものとし、その旨を当該記録に付記しなければならない。

(映像データ等の開示)

第 9 条 管理責任者等は、市民等から自己の映像データの開示又は自己の映像データを利用し、若しくは外部に提供した記録の開示を求められたときは、当該市民等に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該映像データ又は記録を開示するよう配慮しなければならない。

(市長等が設置する安心安全カメラに関する特例)

第 10 条 市長及び教育委員会が設置する安心安全カメラについては、前 2 条の規定にかかわらず、国立市個人情報保護条例第 9 条及び第 13 条から第 20 条までの規定を適用する。

(苦情処理)

第 11 条 管理責任者等は、安心安全カメラの運用又は映像データの取扱いについて市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 市民等は、管理責任者等が前項の規定による苦情について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な処理をするものとする。

(報 告)

第 12 条 市長は、管理責任者等に対し、第 8 条ただし書の規定による映像データの利用又は外部提供に関する事項その他市長が必要と認める事項について、定期的に報告を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による定期的な報告のほか、必要があると認めるときは、管理責任者等に対し、その管理する安心安全カメラの設置又は運用について報告を求めることができる。

(勸 告)

第 13 条 市長は、前条の報告により、この条例の規定に違反する行為があると認めるときは、管理責任者等に対し、当該違反行為の中止その他の違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(公 表)

第 14 条 市長は、管理責任者等が前条の規定により勧告を受けた場合において、当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る管理責任者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委 任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 12 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、公共の場所を撮影するための安心安全カメラを設置しているもので第 4 条各号のいずれかに該当するもの (以下「既存設置者」という。) は、施行日から 3 月以内に、当該安心安全カメラの設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定による設置運用基準の届出がなされるまでの間は、第 4 条から第 9 条まで、第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条の規定は、適用しない。ただし、施行日から 3 月を経過した後は、この限りでない。

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例（平成 27 年 9 月国立市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(設置運用基準)

第 3 条 条例第 4 条に規定する設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 安心安全カメラの設置目的に関すること。
- (2) 安心安全カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 安心安全カメラの撮影対象区域に関すること。
- (4) 安心安全カメラの設置の表示に関すること。
- (5) 安心安全カメラの機器の構成に関すること。
- (6) 安心安全カメラの管理責任者に関すること。
- (7) 映像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。
- (8) 苦情処理の手続に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、安心安全カメラの適正な管理及び運用に関し市長が必要と認める事項。

(設置運用基準の届出等)

第 4 条 条例第 4 条の規定による安心安全カメラを設置する場合における設置運用基準の届出は、当該設置をしようとする日の 14 日前までに、安心安全カメラ設置運用基準届出書（第 1 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 4 条の規定による設置運用基準の変更の届出は、当該変更をしようとする日の 14 日前までに、安心安全カメラ設置運用基準変更届出書（第 2 号様式）により行わなければならない。

3 条例第 4 条の規定による安心安全カメラを廃止する場合における届出は、当該廃止をしようとする日までに安心安全カメラ廃止届出書（第 3 号様式）により行わなければならない。

(映像データの保管期間)

第 5 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める期間は、7 日以内とする。ただし、管理運用上これによりがたい正当な理由があるときは、必要最小限の範囲で安心安全カメラ設置者が別に定めることができ

る。

(報 告)

第 6 条 条例第 1 2 条第 1 項の規定による定期的な報告は、定期報告書(第 4 号様式)により年 1 回
行うものとする。

(勸 告)

第 7 条 条例第 1 3 条の勧告は、勧告書(第 5 号様式)により行うものとする。

(公 表)

第 8 条 条例第 1 4 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市の掲示場への掲示及
び市報又はホームページへの掲載により行うものとする。

(1) 安心安全カメラ設置者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

(2) 条例第 1 3 条の規定により行った勧告の内容

(3) 公表の理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(委 任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

様式(省略)

国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例（平成 27 年 9 月国立市条例第 27 号。以下「条例」という。）の規定に基づき商店街等が安心安全カメラを設置するに当たり、予算の範囲内で当該安心安全カメラの整備に係る費用の一部を交付する補助金（以下単に「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体をいう。
- (2) 安心安全カメラ 条例第 2 条第 1 号に規定する安心安全カメラであって、設置する区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものをいう。ただし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供せられるものを除く。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、商店街等が防犯対策の一環として安心安全カメラを整備する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業が完了した後に、商店街等が防犯に関する地域活動を継続することが見込まれること。
- (2) 安心安全カメラを整備する商店街等において、当該安心安全カメラの設置についての合意が形成されていること又は当該安心安全カメラの運用開始までに当該合意が形成される見込みがあること。
- (3) 設置に係る安心安全カメラの設置目的及び運用方法等についての基準が定められていること又は当該安心安全カメラの運用開始までにこれらが定められる見込みがあること。
- (4) 占用許可等が必要な箇所に安心安全カメラを設置する場合は、当該占用許可等を受けていること又は当該安心安全カメラの設置までに占用許可等を受けられる見込みがあること。
- (5) 補助金の交付を受けた年度内に完了できる事業であること。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費、補助金の補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 修繕、保守及び清掃等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換に係る経費
 - (3) 電力の供給その他設置に係る安心安全カメラの機能を維持するために要する経費
 - (4) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費
- (補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、市長が指定する期日までに、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等を行い、補助金を交付しないことを決定したときは、国立市安心安全カメラ整備事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同項の規定による通知を受けた日から7日以内に、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出して、第5条の規定による申請を取り下げることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げを受けたときは、交付決定を取り消し、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項に規定する場合のほか、第5条の規定による申請の後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(事業の内容変更等)

第 8 条 補助事業者は、補助金の対象となる経費が第5条の規定による申請時における補助金の対象となる経費を上回る見込みとなったとき、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を著しく変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときには、あらかじめ国立市安心安全カメラ整備事業変更等承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該補助事業の内容の変更又は中止を承認し、国立市安心安全カメラ整備事業変更等承認通知書（第7号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（事業遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業（前条第2項の規定により変更の承認を受けた事業を含む。以下同じ。）を年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに国立市安心安全カメラ整備事業遅延等報告書（第8号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が必要と認める書類を添えて、速やかに国立市安心安全カメラ整備事業実績報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、当該報告の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成27年10月国立市規則第56号）若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助事業により設置した安心安全カメラが、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(5) 補助事業を年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったと判明したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、国立市安心安全カメラ整備事業補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業完了後活動報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から、当該経過する日を含む会計年度が終了するまでの間に、当該補助事業完了後の活動状況について、国立市安心安全カメラ整備事業完了後活動報告書(第12号様式)を市長に提出して報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは、当該補助事業により設置した安心安全カメラの現況について市長に報告しなければならない。

(検査)

第17条 補助事業者は、市長が市職員をして補助事業の運営、経理等の状況について検査させた場合又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第18条 市長は、第14条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者がその命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(当該補助金の一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させることができる。

2 市長は、第14条の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた期限までにその命令に係る補助金を返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させることができる。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第19条 前条第2項の規定により延滞金を納付をさせる場合において、補助事業者が返還を命じた補助金の一部を返還したときは、その返還した日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる返還すべき補助金の額は、その返還した額を控除した額によるものとする。

(非常災害時等の場合の措置)

第 2 0 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

(委 任)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この訓令は、平成 2 9 年 4 月 2 6 日から施行し、改正後の国立市安心安全カメラの整備に対する補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、この訓令の適用の日以後に設置する安心安全カメラに係る補助金について適用し、同日前に設置した安心安全カメラに係る補助金については、なお従前の例による。

別表 (第 4 条関係)

交付の対象となる経費	補助率	限度額
安心安全カメラ(モニター、録画装置等を含む。)の購入、賃借(設置初年度に限る。)、取付等に係る経費のうち、用途、単価、規模等の確認ができるものであって、市長が必要かつ適当と認めるもの	6 分の 5 以内(ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)	1 団体当たり 5 0 0 万円とし、安心安全カメラ 1 台当たり 6 0 万円を限度とする。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

(住所) 〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

(電話) 042-576-2111 (内145)

(FAX) 042-576-0264